

本人特定事項の確認書類

(戸籍法十条の三第一項、戸籍法施行規則第十一条の二)

【一枚でいいもの】

①写真付公的証明書(規則第十一条の二第一項)

※提示を受ける日において有効なものに限る

道路交通法に規定する運転免許証、旅券、在留カード、特別永住者証明書、切替前の外国人登録証明書、写真付き住民基本台帳カード、写真付きの公務員の身分証明書、

以下の「国若しくは地方公共団体の機関が発行した免許証、許可証若しくは資格証明書等(別表第一)」

船員手帳、身体障害者手帳、無線従事者免許証、海技免状、

小型船舶操縦免許証、宅地建物取引主任者証、航空従事者技能証明書、

耐空検査員の証、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、猟銃・空気銃所持許可証、教習資格認定証、

運転履歴証明書(平成24年4月1日以降に交付されたものに限る。)、

電気工事士免状、特定電気工事資格者認定証、認定電気工事従事者認定証、療育手帳、戦傷病者手帳、警備業法第23条第4項に規定する合格証明書

【2枚必要なもの】

②写真なし公的証明書(規則第十一条の二第二項イ)

※提示を受ける日において有効なものに限る

国民健康保険、健康保険、船員保険若しくは介護保険の被保険者証、共济組合員証、国民年金手帳、

国民年金、厚生年金保険若しくは船員保険に係る年金証書、

共济年金若しくは恩給の証書、写真付きでない住民基本台帳カード、

戸籍謄本等の交付を請求する書面に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書

又はその他市町村長がこれらに準ずるものとして適当と認める書類

③写真付証明書(規則第十一条の二第二項ロ)

※提示を受ける日において有効なものに限る

学生証、法人が発行した身分証明書(国若しくは地方公共団体の機関が発行したものを除く。)若しくは国若しくは地方公共団体が発行した資格証明書

(第1号に掲げる書類を除く。)で、写真をはり付けたもの

又はその他市町村長がこれらに準ずるものとして適当と認める書類